

西柴団地自治会地区に土地・建物をご所有の皆様へ

新しい建築協定が発効するまで現建築協定へのご協力のお願い

西柴団地自治会 会長 山田佳一
西柴団地自治会 建築協定改定特別委員会 委員長 林秀明
西柴団地自治会 建築協定運営委員会 委員長 勝又肇

日頃より、私たちの街の住みよい環境づくりにご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、私たちの街の良好な住環境を守るための共通のルールである「西柴団地自治会地区建築協定」は、令和8年11月3日をもって期限（期間満了）を迎えます。

現在、新しい協定への更新手続きを進めておりますが、皆様からお預かりした協定書を取りまとめて横浜市へ申請し、市の審査や認可公告を経るため、新しい協定が発効するのは令和9年4月以降となる見込みです。

新しい協定が発行するまでの間、街の快適な環境を維持するため、以下の通りご協力をお願い申し上げます。

1. 引き続き、現建築協定の遵守をお願いします。
新しい協定が発効するまでの間も、引き続き現建築協定を守っていただきますようお願いいたします。
2. 建物の新築や改修の際は、事前のご連絡をお願いします。
この期間中に、建物の新築や建て替え、改修などを行う場合は、現建築協定に基づき、事前に建築計画を「建築協定運営委員会」へお届け出ください。運営委員会で建築計画が現協定に適合しているかどうかを確認させていただきます。

美しい街並みと快適な暮らしを途切れなく守り、次の世代へと引き継ぐため、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上